

第五十一回 帝國議院所得稅法中改正法律案(政府提出)外二十七件

委員會議錄(速)第十四回

會議	大正十五年二月十九日(金曜日)午後二時五十一分開議	出席委員左ノ如シ	八田 宗吉君	高橋熊次郎君	內閣總理大臣兼若槻禮次郎君	營業収益稅法案(政府提出)
委員長 元田 肇君		理事 田中 万逸君	大口 喜六君	山本 慎平君	内務大臣 濱口 雄幸君	資本利子稅法案(政府提出)
理事 山田 道兄君		砂田 重政君	鳴居 哲君	三土 忠造君	大藏大臣 濱口 雄幸君	相續稅法中改正法律案(政府提出)
理事 理事 田中 万逸君		福井 甚三君	小川郷 太郎君	大石 大君	出席政府委員左ノ如シ	通行稅法廢止法律案(政府提出)
理事 理事 砂田 重政君		宮島幹之助君	增田 義一君	原田藤次郎君	内務省地方局長 潮 恵之助君	醤油稅則廢止法律案(政府提出)
理事 理事 砂田 重政君		志賀和多利君	西方 利馬君	森 肇君	内務書記官 田中廣太郎君	酒造稅法中改正法律案(政府提出)
理事 理事 砂田 重政君	赤間嘉之吉君	同月十六日委員宮島幹之助君及村山喜一郎君孰レモ辭任ニ付其ノ補闕トシテ	大藏省主稅局長 黒田 英雄君	大藏書記官 藤井 真信君	酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出)	骨牌稅法中改正法律案(政府提出)
理事 三輪市太郎君	金光 庸夫君	原田藤次郎君及加藤十四郎君ヲ、同月十九日委員森肇君、武藤金吉君、石坂豊一君、吉植庄一郎君及宮島幹之助君孰レモ辭任ニ付其ノ補闕トシテ	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	麥酒稅法中改正法律案(政府提出)	自家用醤油稅法廢止法律案(政府提出)	清涼飲料稅法案(政府提出)
理事 加藤 十四郎君	岡本實 太郎君	同月十九日理事石坂豊一君解任シタルモ未タ補闕選舉ヲ爲スニ至ラス	所得稅法中改正法律案(政府提出)	相續稅法中改正法律案(政府提出)	酒造稅法中改正法律案(政府提出)	麥酒稅法中改正法律案(政府提出)
竹内友治郎君	青木 精一君	出席國務大臣左ノ如シ	地租條例中改正法律案(政府提出)	通行稅法廢止法律案(政府提出)	骨牌稅法廢止法律案(政府提出)	營業稅法廢止法律案(政府提出)
町田 忠治君	松田 三徳君		明治三十七年法律第十二號中改正法律案(地租徵收ニ關スル件)(政府提出)	酒造稅法中改正法律案(政府提出)	自家用醤油稅法廢止法律案(政府提出)	麥酒稅法中改正法律案(政府提出)
荒川 五郎君	淺川 浩君		加藤 十四郎君	金光 庸夫君	相續稅法中改正法律案(政府提出)	骨牌稅法中改正法律案(政府提出)
村上 國吉君	若尾幾太郎君		岡本實 太郎君	同月十九日理事石坂豊一君解任シタルモ未タ補闕選舉ヲ爲スニ至ラス	通行稅法廢止法律案(政府提出)	營業稅法廢止法律案(政府提出)
出席國務大臣左ノ如シ						

地方稅ニ關スル法律案(政府提出)
明治四十一法律第三十七號中改正
法律案(地方稅制限ニ關スル件)(政
府提出)
市町村稅地租法案(山本悌二郎君外
十三名提出)
市町村稅地租法案ノ施行ニ關スル法律
案(山本悌二郎君外十三名提出)
地租條例中改正法律案(床次竹二郎
君外二十三名提出)
市町村義務教育費國庫負擔法中改正
法律案(床次竹二郎君外二十三名提
出)

○元田委員長 之ヨリ所得稅法中改正
法律案外二十七件ノ委員會ノ續會ヲ開
キマス、此際小委員ノ經過及結果ヲ御
報告スル筈デアリマスガ、委員長ヨリ
ハ小川君ガ最モ能ク精密ニ委員會ノ經
過ヲ承知セラレテ居ル筈デアリマスカ
ラ、小川君ヲシテ其報告ヲ煩ハシマス
○小川委員 私ヨリ小委員會ニ於ケル
經過及ビ結果ヲ御報告致シマス、小委
員會ハ十六日カラ今日マデ前後數回ニ
瓦テ慎重審議ヲ致シマシタ、第一ニ政
友本黨ノ提案ニ係ル自家農ノ免稅、市
町村義務教育費國庫負擔金ノ増額ニ關
シマシテ協議ヲ致シ、政府ノ御意嚮モ
同ツタノデアリマス、サウシテ大體ニ一
致點ヲ得タノデアリマス、先づ第一ニ
自家農ノ免稅ニ付キマシテハ、政友本
黨提案ノ趣旨ヲ認メマシテ、如何ニソ
レヲ法文ノ上ニ表ハスベキカト云フコ

トニ付テ研究ヲシタノデアリマスガ、
ガ至當デアルト考ヘタノデアリマス、
寧ロ自家農ト云フ文字ヲ使フヨリハ、
其意味ニ於キマシテ本黨提案ニ係リマ
アリマスカラ、形式上政府案ニ修正ヲ
加ヘルコトニシタノデアリマス、即チ
政府案地租條例中改正法律案第十三條
ノ二「前條ノ規定ニ依リ地租ヲ納ムヘ
キ者(法人ヲ除ク)ノ同一市町村内ニ於
ケル田畠地價ノ合計金額共同居家族ノ
分ト合算シ二百圓未満ナルトキハ其ノ
田畠ノ地租ヲ徵收セス但シ其ノ住所地
ノ限ニ在ラス」トアルノヲ「前條ノ規定
ニ依リ地租ヲ納ムヘキ者(法人ヲ除ク)
ノハ所地市町村及其隣接市町村内ニ於
ケル田畠地價ノ合計金額共同居家族ノ
分ト合算シ二百圓未満ナルトキハ命令
ノ定ムル所ニ依リ其田畠ノ地租ヲ徵收
セス、但小作ニ付シタル田畠ニ付テハ
此限ニ在ラスウ云フ風ニ改メタノ
デアリマス、尙ホ永小作權者ニシテ地
租ヲ負擔スル者ハ、自家農ト看做シテ
免稅規定ヲ適用スルト云フ本黨案ニ對
シテ、政府ハ其趣旨ヲ認メタノデアリ
マスガ、立法技術上如何ニ之ヲ法文ニ
言ヒ表ハスベキカニ付キマシテ攻究ヲ
遂ゲタノデアリマス、此事ハ元來地方
的ノ事デアリマシテ、一般法規ニ規定
シタノデ、旁ミ之ヲ單行法ニ譲ルコト

トシ、地租條例中改正法律案並ニ市町
村義務教育費國庫負擔法中改正法律案
ス所ノ、地租條例中改正法律案第十三
條ノ二ノ第三項ヲ削ルコトニ致シ、更
免稅ノ趣旨カラ出テ居ルト云フコトデ
アリマスカラ、即チ單行法案ヲ他日提出致シ
案ニハ之ヲ狹マヌコトニ致シタノデア
リマス、即チ單行法案ヲ他日提出致シ
マシテ、此趣旨ヲ之ニ定メルコトトシ
ノ二箇五ニ改ム」トアルノヲ全部削除
タノデアリマス、次ニ市町村義務教育
委員會ハ大體本黨ノ提案ヲ認メマシ
テ、四千萬圓ヲ八千萬圓ニ増加スルト
云フコトヲ協議シタノデアリマス、先
づ地租一分減ヲ見合セ、之ヲ財源トシ
テ、大正十五年度ニ於キマシテ市町村
義務教育費國庫負擔金ヲ七千萬圓ニス
ル、サウシテ大正十六年度以後、財政ニ
ケル、サウシテ大正十六年度以後、財政ニ
ノニスルコトヲ期待スル、サウ云フヤ
設ト共ニ政府ノ考慮ヲ煩ハシテ八千萬
圓ニスルコトヲ期待スル、サウ云フヤ
ウナ委員會ノ意嚮デアリマスノデ、政
府ノ意嚮ヲ質シマシタ所ガ、政府ハ左
ノ如ク聲明セラレマシタ、市町村義務
教育費國庫負擔金額ヲ八千萬圓ニスル
コトニ同意ヲ表ス、但シ大正十五年度
ニ於テハ之ヲ七千萬圓トシ、殘餘ノ一
千萬圓ハ、大正十六年以降財政ニ餘裕
シテ、政府ハ其趣旨ヲ認メタノデアリ
マスガ、立法技術上如何ニ之ヲ法文ニ
言ヒ表ハスベキカニ付キマシテ攻究ヲ
遂ゲタノデアリマス、此事ハ元來地方
施設ト共ニ篤ト考慮スベシ、大正十
五年度ニ於ケル一千萬圓ノ増額ハ、地
租一分減見合セニ依テ生ズベキ金額ニ
少シ剩餘金ヲ加ヘタルモノヲ以テ財源
ス

○小川委員 以上ハ大綱ニ付テ纏リマ
シタノデ、爾餘ノ法律案ハ國稅ニ關シ
マシテ、大體政府案ヲ認メルト云フコ
トニナツタノデアリマス、即チ所得稅法
中改正法律案、大正九年法律第十二號
中改正法律案、明治三十七年法律第十
二號中改正法律案、營業稅法廢止法律
案、營業收益稅法案、資本利子稅法案、
相續稅法中改正法律案、通行稅法廢止
法律案、酒造稅法中改正法律案、酒精及
酒精含有飲料稅法中改正法律案、麥酒
稅法中改正法律案、賣藥稅法廢止法律
案、骨牌稅法中改正法律案、清涼飲料
稅法案、大正九年法律第五十一號中改
正法律案、是等ニ對シテハ政府案通り
ニ可決シヤウト云フコトニ決シマシ
タ、是等ノ諸法案ニ對シマシテ、色々
修正意見モアリマシタガ、ソレハ遂ニ
否決ニナリマシタ、ソレカラ希望意見
モ出マシタ、其中デ茲ニ御報告セナケ
レバナラヌモノガ二箇條アリマス、其
一ツハ賣藥稅法ノ廢止ト共ニ、政府ハ
賣藥法ヲ改正シテ、國民保健上遺憾ナ
キヲ期スベシト云フ希望デアリマス、
其ノ二ハ沖繩縣ノ現況ニ顧テ、酒類出
港稅ノ徵收期ヲ相當期間猶豫スベシト
云フ、希望デアリマス、第一ノ希望ニ付
キマシテハ、相當ニ考慮スルト云フ言
シテモ、立法ヲ要シナイ範圍内ニ於テ

出來得ルコトハ、成ベク沖繩縣ノ人ニ
ノ迷惑ノ程度ヲ減ズルヤウ努力シヤ
ウ、立法事項ニ關スルコトニ付テハ、此
施行ノ結果ニ依リ更ニ將來ニ向ッテ考
ヘヤウト云フコトデアリマス、尙ホ今
日ノ最後ノ委員會ニ於キマシテ、更ニ
二ツノ希望ニ付テ政府ガ言明サレマシ
タ、即チ其一ツハ地租條例ヲ改正致シ
マシテ、賃貸價格ヲ以テ課稅標準トス
ルト云フコトニ豫定サレテ居リマス
ガ、ソレガ實行セラレマス時分ニ賃貸
價格ノ調査ヲ極メテ公平ニシテ吳レト云
云フ希望デアリマス、之ニ對シマシテ、
政府ハ公平ヲ期スルヤウ努力スルト云
フ言明ガアリマシタ、第二ノ希望ハ酒
造稅ニ付キマシテ、從價稅ニスルト云
フ希望デアリマス、是ハ政府ハ數年來
調査研究ヲシテ居ルガ、未ダ實行的ノ
案ヲ發見スルニ至ラヌ、更ニ調査研究
ヲ繼續スルト云フ言明ガアリマシタ、
以上ハ國稅ニ關スルコトデアリマス
ガ、次ハ地方稅ニ關スルコトヲ申上ゲ
マス、第一ニ地方稅ニ關スル法律案ニ
付キ意見ノ交換ヲ致シマシタ、之ニ對
シテ議論モアリマシタケレドモ、大體
ニ可決スルコトニナツタノデアリマス、
ソレニ對シテ多少希望ガアリマス、殊
ニ市町村ノ財政ニ餘程餘裕ヲ生ジマス
カラ、戸數割、國稅府縣稅ノ附加稅ノ輕
萬圓ニスルト云フコトニナリマシタノ
減ニ資シタイ、特ニ家屋稅ハ町村ニ於

テ新シク行ハレル所ガ多イノデアリマスカラ、府縣稅家屋稅ニ對スル町村稅附加率ヲ相當ニ輕クスルヤウニシタイン云フ、希望ガアリマシタ、最後ニ政府案タル明治四十一年法律第三十七號中改正法律案、——地方稅ノ制限ニ關スル件——ヲ審議致シマシタ、此法律ニハ相當ノ修正ヲ加ヘルコトニナリマシタ、第一點ハ地租一分減ヲ見合セルト云フコトニナリマシタノデ、此改正案ノ第一條ヲ全ク削除スルコトニナリマシタ、ソレカラ同ジ趣旨デ、附則ノ末項ヲ削除スルコトニシタノデアリマス、其二點ハ、本特別委員會上デ問題ニナッタ件、即チ營業收益稅額カラ資本利子稅額ヲ控除スルガ爲ニ、法人ノ營業收益稅ニ對シマシテ、地方稅附加稅ヲ課スルコトガ出來ヌヤウナ場合ガ生ズルカラ、修正セナケレバナラヌト云フ件、是ハ大口君ガ指摘セラレタル分デアリマス、並ニ第一種所得稅額カラ第二種所得稅額ヲ控除スルガ爲ニ、法人所得稅ニ對シテ地方稅附加稅ヲ課スルコトガ出來ナイヤウナ場合ガ生ズルカラ修正ヲ要スルト云フ件デアリマス、是ハ私ノ指摘シタ分デアリマス是等ニ付キマシテ、其缺點ヲ正スノ必要ヲ認メタノデアリマス、特別稅ヲ課スルト云フコトモ一案タルヲ失ハヌト思ツタノデアリマスケレドモ、小委員會ハソレヨリモ營業收益稅カラ資本利子稅額ヲ控除シナイデ附加稅ヲ課シ、第一種

所得稅ヨリ第二種所得稅ヲ控除シナイデ、附加稅ヲ掛ケル——是ハ附加稅ヲ掛ル場合ニ付テノミ言フ事アリマスガ——ト云フコトニシタ方ガ妥當デアルトシタノデアリマス、サウ云フ趣旨ニ於キマシテ、此法律改正案中ニ條項ヲ加ヘルコトニシタノデアリマス、即チ營業收益稅附加稅ニ關シテハ、此改正法案中、第二條第三項トシテ「營業收益稅附加稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲サルルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做スト」云フ一項ヲ加ヘマス、第一種所得稅ニ關シマシテハ改正案第三條一項ノ規定一ノ末項ニ「所得稅附加稅ノ賦課ニ付テハ所得稅法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル第二種ノ所得稅額ノ控除ヲ爲サザルモノヲ以テ第一種所得稅額ト看做スト」云フ一項ヲ加ヘルノデアリマス、サウ云フ風ナ修正ヲシマシタ結果、營業收益稅附加稅ノ率ニ改正ヲスル必要ヲ認メタノデアリマス、即チ此改正法律案ノ第二條中ニ「營業收益稅百分ノ四十三」トアリマスノヲ、「百分ノ四十一」ニ修正シ、「營業收益稅百分ノ六十三」トアルノヲ「六十」ト修正シタノデアリマス、言葉ヲ換ヘテ申セバ府縣營業收益稅ノ附加稅率ハ、原案ヨリモ百分ノ三低下スルコトニナル譯デアリマス、最後ニ附則ニ於キマシテハ、原案ヨリモ百分ノ二、市町村ノ附加稅ハ原案ヨリモハ「本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適

用ス但シ第二條及第三條ノ改正規定ハ
大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス」ト云
フコトニナツテ居リマスガ、地租一分減
ヲ見合セル爲メ、第一條ヲ全部削除ス
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條第一
項ノ改正規定中第四項ノ規定及附則第
二項ノ規定ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ
適用ス」ト改正スルコトシタノデア
リマス、是ガ改正案ニ對スル條正ノ大
要デアリマス、以上決定シマシタ結果、
政友會ノ提案ニ係リマス所ノ市町村地
租法案、並ニ市町村地租法ノ施行ニ關
スル法律案ハ、之ヲ否決スルコトト致
シタノデアリマス、政友本黨ノ提案ニ
係ル地租條例中改正法律案、市町村義
務致賃費國庫負擔法中改正法律案ニ付
テハ既ニ前ニ述べマシタ、殘リマス所
ハ所得稅法中改正法律案、大正九年法
律第十二號中改正法律案、明治四十二
年法律第七號廢止法律案ノ三デアリマ
ス、以上述ベタ如ク小委員會テ政府案
ヲ認メマシタ結果、自然消エルコトニ
ナリマシタ、是等ノ諸法案ハ、主トシテ
第二種所得ヲ第三種所得ニ綜合課稅ス
ルコトヲ趣旨トシテ立案セルモノデア
リマス、政府モ第一種所得ヲ第三種所
得ニ綜合課稅スルコトハ、理論上正シ
イモノデアルト云フコトヲ認メラレテ
居ルガ唯現在ノ租稅徵收技術上、實行ニ
困難ヲ感ズルト云フ故デ反對セラレテ

居ルノデアリマス、ソレデ將來調查研
究シテ、理論ヲ徹底シ、徵收技術上ノ困
難ヲ排除シテ、實行上差支ナイヤウナ
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條第一
項ノ改正規定中第四項ノ規定及附則第
二項ノ規定ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ
適用ス」ト改正スルコトシタノデア
リマス、是ガ改正案ニ對スル條正ノ大
要デアリマス、以上決定シマシタ結果、
政友會ノ提案ニ係リマス所ノ市町村地
租法案、並ニ市町村地租法ノ施行ニ關
スル法律案ハ、之ヲ否決スルコトト致
シタノデアリマス、政友本黨ノ提案ニ
係ル地租條例中改正法律案、市町村義
務致賃費國庫負擔法中改正法律案ニ付
テハ既ニ前ニ述べマシタ、殘リマス所
ハ所得稅法中改正法律案、大正九年法
律第十二號中改正法律案、明治四十二
年法律第七號廢止法律案ノ三デアリマ
ス、以上述ベタ如ク小委員會テ政府案
ヲ認メマシタ結果、自然消エルコトニ
ナリマシタ、是等ノ諸法案ハ、主トシテ
第二種所得ヲ第三種所得ニ綜合課稅ス
ルコトヲ趣旨トシテ立案セルモノデア
リマス、政府モ第一種所得ヲ第三種所
得ニ綜合課稅スルコトハ、理論上正シ
イモノデアルト云フコトヲ認メラレテ
居ルガ唯現在ノ租稅徵收技術上、實行ニ
困難ヲ感ズルト云フ故デ反對セラレテ

居ルノデアリマス、ソレデ將來調查研
究シテ、理論ヲ徹底シ、徵收技術上ノ困
難ヲ排除シテ、實行上差支ナイヤウナ
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス」ト云
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條第一
項ノ改正規定中第四項ノ規定及附則第
二項ノ規定ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ
適用ス」ト改正スルコトシタノデア
リマス、是ガ改正案ニ對スル條正ノ大
要デアリマス、以上決定シマシタ結果、
政友會ノ提案ニ係リマス所ノ市町村地
租法案、並ニ市町村地租法ノ施行ニ關
スル法律案ハ、之ヲ否決スルコトト致
シタノデアリマス、政友本黨ノ提案ニ
係ル地租條例中改正法律案、市町村義
務致賃費國庫負擔法中改正法律案ニ付
テハ既ニ前ニ述べマシタ、殘リマス所
ハ所得稅法中改正法律案、大正九年法
律第十二號中改正法律案、明治四十二
年法律第七號廢止法律案ノ三デアリマ
ス、以上述ベタ如ク小委員會テ政府案
ヲ認メマシタ結果、自然消エルコトニ
ナリマシタ、是等ノ諸法案ハ、主トシテ
第二種所得ヲ第三種所得ニ綜合課稅ス
ルコトヲ趣旨トシテ立案セルモノデア
リマス、政府モ第一種所得ヲ第三種所
得ニ綜合課稅スルコトハ、理論上正シ
イモノデアルト云フコトヲ認メラレテ
居ルガ唯現在ノ租稅徵收技術上、實行ニ
困難ヲ感ズルト云フ故デ反對セラレテ

居ルノデアリマス、ソレデ將來調查研
究シテ、理論ヲ徹底シ、徵收技術上ノ困
難ヲ排除シテ、實行上差支ナイヤウナ
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス」ト云
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條第一
項ノ改正規定中第四項ノ規定及附則第
二項ノ規定ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ
適用ス」ト改正スルコトシタノデア
リマス、是ガ改正案ニ對スル條正ノ大
要デアリマス、以上決定シマシタ結果、
政友會ノ提案ニ係リマス所ノ市町村地
租法案、並ニ市町村地租法ノ施行ニ關
スル法律案ハ、之ヲ否決スルコトト致
シタノデアリマス、政友本黨ノ提案ニ
係ル地租條例中改正法律案、市町村義
務致賃費國庫負擔法中改正法律案ニ付
テハ既ニ前ニ述べマシタ、殘リマス所
ハ所得稅法中改正法律案、大正九年法
律第十二號中改正法律案、明治四十二
年法律第七號廢止法律案ノ三デアリマ
ス、以上述ベタ如ク小委員會テ政府案
ヲ認メマシタ結果、自然消エルコトニ
ナリマシタ、是等ノ諸法案ハ、主トシテ
第二種所得ヲ第三種所得ニ綜合課稅ス
ルコトヲ趣旨トシテ立案セルモノデア
リマス、政府モ第一種所得ヲ第三種所
得ニ綜合課稅スルコトハ、理論上正シ
イモノデアルト云フコトヲ認メラレテ
居ルガ唯現在ノ租稅徵收技術上、實行ニ
困難ヲ感ズルト云フ故デ反對セラレテ

居ルノデアリマス、ソレデ將來調查研
究シテ、理論ヲ徹底シ、徵收技術上ノ困
難ヲ排除シテ、實行上差支ナイヤウナ
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス」ト云
ルコトニシマシタカラ、原則ヲ引繰返
シタ方ガ適當ト認メ「本法ハ大正十六
年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條第一
項ノ改正規定中第四項ノ規定及附則第
二項ノ規定ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ
適用ス」ト改正スルコトシタノデア
リマス、是ガ改正案ニ對スル條正ノ大
要デアリマス、以上決定シマシタ結果、
政友會ノ提案ニ係リマス所ノ市町村地
租法案、並ニ市町村地租法ノ施行ニ關
スル法律案ハ、之ヲ否決スルコトト致
シタノデアリマス、政友本黨ノ提案ニ
係ル地租條例中改正法律案、市町村義
務致賃費國庫負擔法中改正法律案ニ付
テハ既ニ前ニ述べマシタ、殘リマス所
ハ所得稅法中改正法律案、大正九年法
律第十二號中改正法律案、明治四十二
年法律第七號廢止法律案ノ三デアリマ
ス、以上述ベタ如ク小委員會テ政府案
ヲ認メマシタ結果、自然消エルコトニ
ナリマシタ、是等ノ諸法案ハ、主トシテ
第二種所得ヲ第三種所得ニ綜合課稅ス
ルコトヲ趣旨トシテ立案セルモノデア
リマス、政府モ第一種所得ヲ第三種所
得ニ綜合課稅スルコトハ、理論上正シ
イモノデアルト云フコトヲ認メラレテ
居ルガ唯現在ノ租稅徵收技術上、實行ニ
困難ヲ感ズルト云フ故デ反對セラレテ

ヲ來サヌト思フ、ソレナラ御異存ゴザ

イマスマイ

○竹内委員 イヤアリマス、兎ニ角ア

ノ形式ダケデハ、私ハ修正案ヲ提出シ

タモノトハ思ハヌ、修正案ハ修正案ト

シテ、新シク委員ノ何方カラカ御提出

ニナラナケレバイカヌト思フ、今ノハ

小委員會ノ報告デアッタ修正案デハナ

イ

○元田委員長 小委員會ハ斯様ニスベ

キモノト決議シタノデス、其報告ナノ

デス

○竹内委員 小委員會ハ修正案ヲ提出

スベキ權限ヲ持テ居ラヌト思フ、一致

點ヲ發見ナサルノハ結構デアルガ、サ

ウ云フ事務ヲ御執リニナッタダケデ、ソ

レガ直ニ修正案ニハナラヌ、修正案ハ

討論ガ始テカラ、委員ノ何方カラカ御

提出ニナルコトガ當然ノ順序ダト思

フ

○元田委員長 委員長ハ一致點ヲ求メ

テ本會ニ報告スルト云フダケデ小委員

會ガ出來テ、其小委員會ニ於テ斯様ニ

修正スベキモノデアル、若クハ修正セ

ズニ原案ヲ通シテ然ルベキモノト定シ

テ、ソレガ報告ニナツタ以上ハ、改メテ

出サナイデモ宜イカト思ヒマス、又其

權限爭ノ爲ニ、時間ヲ費スコトモ甚ダ

困タコト思ヒマス

○竹内委員 ソレハ委員ノ權限外デア

ル、吾ミガ小委員設置ニ反對シタノモ

ソレナノデス、修正案ヲ出セル時機マ

デ進ンデ行ツテ、色ミ紛糾スルカラ小委員ヲ作ラウト云フナラ宜シイノデス、

一ツ私ハ申シテ置キマス、何レノ趣意

所ガアノ際、紛糾スルカシナイカ分ラ

ガ御趣意デアッタ、ソレデ修正案ヲ作レ

ル筈ハナイ

○湯淺委員 議事進行ノ爲ニ希望ヲ述

ベタインデアリマス、私ハ只今竹内君

ノ御發議ハ御尤ダト思ヒマス、然ラバ

形式ニ付テ争フ必要ハアリマセヌカ

ラ、或ハ同ジモノニナルカ知レマセヌ

ガ、小委員ノ御方カラ改メテ此委員會

ニ於テ修正説ヲ御述ニナランコトヲ希

望致シマス

○三輪委員 委員長ソレハイケマセ

ヌ、委員長ノ威信ニモ關係シマス

○元田委員長 威信ニモ何ニモ關係致

シマセヌ

○三輪委員 吾ミモ小委員ノ一人デア

ルガ、竹内君ノ御説ハ、既ニ委員總會ニ

移ツテカラ改メテ修正案ヲ出スコトハ

宜シイ、唯今茲ニ議論トナツタ原因ハ、

小川君ガ委員長ニ代ツテ、委員長ノ報告

修正スベキモノデアル、若クハ修正セ

ズニ原案ヲ通シテ然ルベキモノト定シ

テ、ソレガ報告ニナツタ以上ハ、改メテ

出サナイデモ宜イカト思ヒマス、又其

權限爭ノ爲ニ、時間ヲ費スコトモ甚ダ

困タコト思ヒマス

○竹内委員 ソレハ委員ノ權限外デア

ル、吾ミガ小委員設置ニ反對シタノモ

ソレナノデス、修正案ヲ出セル時機マ

ノヤウナ御議論モアリマスカラ、モウ

テ私共之ニ異存ハアリマセヌデスガ、

ニ依テ小委員會ニ移ツタシテモ、小委

員會ノ經過ハ只今報告シタモ同ジコト

アル、其報告シタノヲ、直ニ修正案トシ

テ採ルカ、或ハ各案ニ就テ、其時ミニ小

委員會ノ修正意見ヲ述べテ、何方ニ依

ルカト云フコトヲ決シテ行クカト云フ

コトニナルノデアリマスカラ、是ガ爲

ニ委員長ノ面目ニ掛ルトカ何トカ云フ

ヤウニ私ハ思ヒマセヌ、思ヒマセヌガ、

議場ノコトデアリマスカラ皆サンニ御

尋ヲシナケレバナリマセヌガ、如何デ

ゴザイマセウ、議事ヲ抄取ラシメル爲

ニハ、小委員ノ權限論ナドハ姑ク措キ

マシテ、一々ノ案ニ付テ委員カラ修正

案トシテ出スコトニシタナラバ、今ノ

ヤウナ疑問モナクナツテ宜シカラウト

思ヒマス、ソレデ御異存アリマセヌカ

○三土委員 今ノハホンノ形式論デア

リマスカラ、今ノ報告ヲ改メテ修正案

トシテ御出シニナツタナラバ、委員長ノ

仰シヤル通リ一々ノ案ニ就テ採決スル

必要ハナカラウト思ヒマス

(「ソレナラ宜シイ」ト呼フ者アリ)

浅君ノ言ハレルガ如ク、改メテ此委員

總會ニ於テ修正説ヲ出スコトハ、ソレ

ハ宜シイガ、委員會ノ經過ヲ報告セラ

レタ、其報告ニ對シテ、彼此レ論議スル

資格ハナイ

議ガ出マシテゴザイマスガ、大體ニ於

テ私共之ニ異存ハアリマセヌデスガ、

併ナガラ尙ホ申上ゲテ置キタイノデア

リマス、小委員會ニ於キマシテ、小委員

員會ノ經過ハ只今報告シタモ同ジコト

テ、ソレハ私ガ報告シタモ同ジコト

アル、其報告シタノヲ、直ニ修正案トシ

テ解决ノ曉光ヲ與ヘラレタルコト

ヲ感謝致シマス、其結果ニ付テモ、吾ミ

大ニ敬意ヲ表スルノデアリマス、併ナ

ガラ其敬意ヲ表スル上ニ於キマシテ

モ根本ノ問題ニ觸レザル所ノ修正ヲ加

フルコトハ、私共ハ一向敬意ヲ失スル

所以デナイト考ヘマス、デ私共ノ修正

意見ヲ述ベタイト思ヒマス、只今小川

君ヨリ報告ガゴザイマシタガ、其報告

ハ主トシテ政友本黨ノ御意見ノ御紹介

ガ多カツヤウニ思ヒマス、此小委員會

ニ於キマシテハ、勿論吾ミモ吾ミノ有

スル意見ヲモ述ベタ積リデアリマス

ガ、ソレ等ニ付テノ御報告ガナカツタヤ

ウニ思ヒマス、即チ私ノ提出スル修正

意見ハ、營業収益稅法中ニ於キマシテ、

第十條ノ二項ニ個人ノ割合が規定シテ

アリマスガ、之ニ但書ヲ加ヘテ「但シ個

人物品小賣販賣業中米、麥、豆、薪炭、肥

料、石油、鹽、砂糖、青物、魚類鳥獸肉ハ

ラ第二十五條ヲ「收稅官吏ハ營業ニ關

チ帳簿物件ヲ檢查スルコトヲ得ルト云

フ規定ヲ削除シタコト思ヒマス、ソレ

カラ清涼飲料稅法中ノ第二條ノ第一

種、之ヲ削除スル、即チ玉「ラムネ」ニ
課税セズ、賣藥稅法廢止法律案ノ第二
項、所謂失効賣藥印紙ノ戻稅ガ原案ニ
於テ五割トナツテ居リ、マスノヲ八割ニ
修正シタイ、理由ハ極メテ簡単デアリ
マス、即チ今回ノ稅制整理ニ依テ政府
ノ期待ナル、所ハ、社會政策ヲ實行ス
ル爲ニ、以前ノ營業稅ニ於テ特別ノ規
定ヲ持フテ居ッタ、是等ノ生活必需品、而
モ勞力極メテ多クシテ利益ノ薄弱ナル
是等ノ物品ニ對シテハ、特別ノ輕キ稅
ヲ課スルコトガ至當デアルト思ヒ、マ
ス、尙ホ出版業ハ、文化ノ進展ニ貢獻ス
ル所ノ唯一ノ機關デアリマス故ニ、之ヲ
ニ課稅スルト云フコトハ、文化進展ノ
上ニ宜クナイコトト心得マシテ、之ヲ
削除致シマス、ソレカラ收稅官吏ガ營
業者ノ帳簿ヲ検査スルコトニ對シテノ
弊害ノ極メテ大ナルコトハ、天下公知
ノ事實デアリマス、今回ハ相當ノ機關
ガ設置セラレテ、公平ナル査定ガ行ハ
ルル故ニ、斯ノ如キ弊害ヲ除去シ、是マ
デ營業者ノ被ツテ居ッタ迷惑ヲ除キタ
ト思フノデアリマス、清涼飲料稅法由
ノ玉「ラムネ」、是ハ無論課稅スペキ物件
デハナイト思ヒマス、又賣藥稅ハ、現行
法ニ於キマシテ、既ニ八割五分ニナツテ
居リマス、縱令之ヲ現金デ交付スルト
ハ申シナガラ、兎ニ角政府ハ既ニ收入
マス、併ナガラ現金デ返スノデアリマ
ス、即チ居ル金ヲ返スノデアリマスガ、八
割五分ヲ五割ニスルコトハ殘酷デアリ

スカラ、元ノ八割五分デナクテモ宜イ。多少ノ手數料ヲ見込ミマシテ、八割ト云フコトニ修正シタインデアリマス。以上ガ私共ノ修正意見デアルヤウ致デ御纏リニナッタ御意見デアルヤウニ拜拜承致シマシタガ、サウデハナイノデアリマスカ。

○元田委員長 委員長ハ全部ノ纏ッタ意見ト記憶致シマス。

○山田委員 尚ホ伺ヒマスガ、只今湯淺君ハ新ニ修正意見トシテ御出シニナッタノデゴザイマスカ、若クハ斯ノ如キ修正意見ガ、新正俱樂部ノ委員ニ依テ小會議ノ内部ニ唱ヘラレタト云フヨトヲ御報告ナサルト云フコトヲ以テ御満足ナサルノデアルカ、此點ガ伺ヒタ

○小川委員 ソレハ、私ノ報告ニ關係シテ居リマスカラ一言サセテ戴キタイ。此小委員會ニ於キマシテハ澤山ノ修正意見ガ出タノデアリマス、其修正意見ノ纏ラザルモノハ、私ハ報告シナカッタノデアリマス、纏ッタモノニ付テノミ却告シタノデアリマス、湯淺君ノ今提出ニナッタヤウナ修正意見モ出タノデアリマス、併ナガラ是ハ纏ラナカッタノデアリマス、尙ホ湯淺君ノ修正意見ノ以外ニ、色ニ修正意見ガアッタノデアリマス、是モ纏ラナカッタ、是等ノ修正意見アリマス、

○山田委員 分リマシタ、ソレナラバ
満足致シマス

○元田委員長 湯淺サンノ只今ノ修正
ノ點ハ承リマシタ、是ハ營業収益ト、賣
藥稅ト清涼飲料稅デスナ

○湯淺委員 サウデズ

○元田委員長 ソコデモウ修正意見ヲ
御出シニナル方ハゴザイマセヌカ、ナ
ケレバ討論ヲナサルナラバ討論ヲナサ
ルコトニ移リマス、修正意見ガアルナ
ラバ、私ハ斯ウ云フ修正ヲ出スト云フ
コトヲ先ニヤッテ置イタ方ガ宜イカト
思ヒマス

○三土委員 如何デセウカ、私ノハ日
今ノ提案ニ對シテ反對スルノデアリマ
ス、討論ノ場合ニ申シマス

○元田委員長 宜シウゴザイマス、他
ノ方ハドウデアリマスカ、討論ニ移ツテ
宜シウゴザイマスカ、宮島サン何カ御
述ベニナルノデアリマスカ

○宮島委員 此際一寸内務大臣ニ御質
問申上ゲタイ、宜シウゴザイマスカ

○元田委員長 宜シウゴザイマス

○宮島委員 賣藥ノ免稅ニ關シマシテ
ハ、政府ノ屢標榜セラレマシタ社會政
策的ノ見地カラ致シマシテ、次ノ二點
ニ對シテ内務大臣ノ御答辯ヲ此際煩ハ
シテ置キタイ、第一ハ賣藥法ノ改正ニ
當リマシテ、政府ハ賣藥ノ成分内容ヲ

○若槻國務大臣 宮島君ノ只今ノ御希望ノ第一ノ點ハ頗ル緊要ナコトト存ジマス、故ニ政府ハ十分考慮シテ、萬遺漏ナキヲ期シタイト思フノデアリマス、唯賣藥ノ内容成分ニ付キマシテハ其中公示セシメ難イモノモアルヤウニ思ハレマスカラ、篤ト研究ノ上ニ將來適當ノ立法ヲスルコトニ努ムルコトニ致シマス、第二ノ御希望ノ點ハ、政府モ水道其他ノコトハ、普及速成ヲ希望スル所デアリマスケレドモ、是ハ財政ニ關係ガアリマスカラ、財政ノ許ス限り御希望ニ副フヤウニ致シタイト考ヘマス

○宮島委員 只今ノ御答辯デ私ハ満足致シマス

○志賀委員 只今ノ湯淺君ノ修正ニ付キマシテ、湯淺君ハ社會政策ト云フコトヲ高調セラレマシタガ、湯淺君ノ如キ修正ノ結果、歳入ノ減額ハ幾ラニナリマスカ、政府モ亦之ニ對シテ減額ノ御見込ハ何程デアリマスカ伺ヒマス

○元田委員長 志賀君ハ政府ニ御質問ニナツタノデスカ、湯淺君ニデスカ

○志賀委員 兩方ニ伺ヒマス

○黒田政府委員 營業収益稅ノ中、販賣品ヲ區別致シマシテ、生活必需品ニ對シテハ減稅スルト云フ修正案デアリマスガ、是ハ調查ヲ致シテ居リマセヌ爲ニ、ドレダケ減ルカ其點ハ分リマセヌ、ソレカラ玉「ラムネ」ヲ除カレルコトニ付キマシテハ、凡ソ二百萬圓位ノ減額ニナル見込デアリマス、賣藥稅ニ付キマシテ、失効藥ノ交付金五割ヲ八割トスルト云フノデアリマスガ是ハ正確ナル數字ヲ得ルコトガ困難デアリマスカラ、是モ明ニ申上ゲルコトハ出來マセヌ

○湯淺委員 吾ミノ調査スル所ニ依リマスト、總計ニ於キマシテ約三百五十萬圓減收ノ見込デゴザイマス、序ニ申上ゲテ置キマスガ、此三百五十萬圓ノ減收ハ、吾ニハ營業稅其他一般ノ自然增收ニ依テ裕ニ償フ成算ガアリマス、之ニ依テ充當スル積リデアリマス

○志賀委員 只今政府ハ湯淺君ノ修正案ニ對シマシテ、此修正案ハ小委員會ニ於テモ問題トナッタ云フコトデアル、然ルニ社會政策ヲ高調スル所ノ政府ガ、此生活必需品ノ販賣ニ對スル稅額ニ付テ、何等調查モシテナイト云フコトハ何タル粗漏千萬デアリマセウ、私ハ甚ダ遺憾ト思ヒマス、只今湯淺君ハ三百五十萬圓ト仰セラレマシタ、サウシテ其減額ハ自然增收ヲ以テ補填サレルト云フコトデアリマスガ、政府ハソレヲ御認ニナルノデアリマスカ、政府

ノ御所見ヲ伺ヒマス
○濱口國務大臣 湯淺君ノ御提議ニテ
リマシタ修正案ヲ實行スルトセバ、ドレダケノ減收ガ生ズルカト云フ御質問
ニ對シマシテハ、只今政府委員カラ御答致シマシタ通リ正確ナル調査ハ致シ
テ居リマセヌ、若シ政府ニ於テサウ云フ案ヲ出シマスナラバ、無論正確ナル
調査ヲ致シマスケレドモ、議員ノ御方ノ御提案ニ對シマシテ、豫テ其準備ヲ成
シテ、置クト云フ義務ハ政府ニナイト思ヒマス、又湯淺君ノ御見込ノ通り概
算三百五十萬圓ノ減收ニナルト假定シタ時ニ於テ、ソレダケノ金額ヲ歲入
他ノ科目ニ於ケル自然增收ニ依テ補填スルコトガ出來ルカト云フ御質問デア
リマスガ、自然增收ト申シマスコトハ御承知ノ通リ來年度ノ豫算ヲ編成スル
時ニ於テ起ルコトデリマス、十五年度ノ歲入ノ見積ニ於テハ、既ニ自然增收ヲ
見込ンデアル歲入豫算デアリマスガ故ニ、其點ニ於テ三百五十萬圓ノ不
足ヲ生ジマシテモ、其補填ノ致シ方ハアリマセヌ、即チソレダケ恆久財源ガ
減少スルト云フ結果ニナラウト思ヒマス
○元田委員長 サウスルト委員長カラ
モ御尋致シマス、サウ云フコトハ出來ナ
イト云フ御答辯デアリマスガ、三百五十
萬圓ガ、縦シ二百萬圓ニナリマシテモ
他ノ問題ニ付テハ財源ガ無イト云フコ
トデ一切應ゼラレナイト云フノデアリ

マスカ、今ノ御答辯ニ依ルト、政府ハ一切應ゼラレナイト云フヤウニ聞エマスガ、一寸其點ヲ伺ヒマス
○濱口國務大臣 志賀君ノ御質問ハ、湯淺君ノ修正案ノ中、ドレ位歲入ガ減ルカト云フ御質問デアリマスカラ、ソレニ對シテ御答ヲシタノデアリマス、ソコデ此湯淺君ノ修正ニ對シテ政府ガ同意スルヤ否ヤト云フト、無論同意致シマセヌ、縱令三百五十萬圓デアリマセウトモ、二百萬圓デアリマセウトモ、百萬圓デアリマセウトモ、政府ノ出シテ居ル歲入ノ上ニ於テ、ドレダケカ歲入ニ缺陷ガ生ズルコトニハ、政府ハ反対致シマス
○志賀委員 只今伺フテ見マスト、三百五十萬圓デモ、二百萬圓デモ、ソレハ宜シイ、兎ニモ角ニモ生活必需品ニ對スル左様ナ修正案ガ小委員會ニ於テ出たストレバ、之ニ對シテ調查スペキガ當然デアル、然ルニ此生活必需品ニ關スル事柄ニ對シテ調査シナイト云フコトハ、甚ダ深切心ノナイ政府デアルト云フコトヲ斷言シテ私ハ質問ヲ終リマス
○元田委員長 修正案ガアレバ全部出シテ戴イテ、アツマセヌナラ討論ニ移リマスガ、如何デス一括シテ宜シウゴザイマスカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○元田委員長 然ラバ討論ニ移リマス、三土君ハ反對デスカ——他ニ御異

○三土委員 私ハ小委員會ノ決定ニハ反對致シマス、只今小川君ヨリ、小委員會ニ於テ御決定ニナツタコトヲ改メテ修正案トシテ御提出ニナリマシタ、之ニ對シテ意見ヲ陳述致シマス、吾ニハ此修正案ノ全部ニ對シ、及び床次竹二郎君外諸君ノ提案ニ係ル、即チ本黨提出ノ諸法案全部ニ對シテ一先ヅ是ハ反對致シマス、而シテ吾ニノ提案致シマシタ所ノ市町村稅地租法案外一件ヲ此際議決致シマシテ、此基礎ノ上ニ、政府ニ於テ改メテ國稅地方稅ヲ通ジテ稅制ノ立直シヲナスベシト云フコトヲ要求スルノデアリマス、ソレハ私共ノ提案致シマシタル法律案ノ説明ノ際ニモ申上グマシタ通り、吾ニハ國稅ノ整理モ勿論必要デアルガ、全體カラ言ッテ地方稅ノ整理ガ必要ト思フノデアリマス、而シテ地方稅ノ整理ヲ致シマスノニハ、吾ニノ提案致シマシタ如ク地租ヲ市町村ニ委譲シテ、之ヲ此基礎ノ上ニ整理ヲスルニアラズンバ、首尾一貫シタル整理ハ出來ナイト思フノデアリマス、而シテ地租ヲ地方ニ委譲致シマスル結果トシテ、茲ニソレヲ抜キマシテ初メテ國稅ノ全般ニ通ズル整理ヲスルガ宜イ、然ルニ政府ノ提案致サレマシタモノハ、根本ノ方針ニ於キマシテ吾ニ所見ヲ異ニ致シマス、國稅ハ國稅、地方稅ハ地方稅トシテ、各整理ヲシテ、截

然區別ラシテ居ルノデアリマスカラ、致シマス、而シテ遺憾ナガラ政友會諸斯様ナ整理デハ本當ノ整理ハ出來ナ

イ、ノミナラズ斯様ナ出發ニ於テ無理

ガアリマス爲ニ、政府ノ整理案ナルモ

ノハ、此ニソノ權衡ヲ失シテ居リマス

シ、社會政策ノ本旨ニモ合シマセズ、其

他缺點ヲ指摘致シマスト枚舉ニ違アラ

ズト云フヤウナ有様ニアリマス、故ニ

吾ニハ此際政府案及本黨案ヲ全部否決

シ、吾ニノ提案ニ係ル市町村稅地租法

案外一件ヲ可決シテ、之ヲ基礎トシテ改

メテ成案ヲ得テ議會ニ提出スベシト云

政府ニ於テ先づ國稅地方稅ヲ通ジテ改

メテ成案ヲ得テ議會ニ提出スベシト云

フコトヲ要求スルノニアリマス、尙ホ

詳細ナル理由ハ本會議ニ於テ申述ベマ

ス、只今申シタノハ稅法ニ關スル點デ

アリマスガ、此委員會ニ提案サレテ居

リマス本黨ノ提案ニ係ル教育費ノ問題

ニ付テハ、稅制整理ト別箇ノ問題デア

リマスカラ、吾ニハ之ヲ別箇ノ問題ト

シテ扱ヒマシテ、政府ハ既ニ二千萬圓

ノ増額ヲ要求致シテ居リマスガ、吾ニ

ハ是レ以上政府ニ於テ財源ガナイト云

フカラ已ムヲ得ズ我慢スル外ナカッタ

ノニアリマスガ、政府ニ於テ財政ノ計畫

ヲ變更サレテ、茲ニ財源ヲ得テ增加ス

ルト云フナラバ、洵ニ結構ナコトデア

リマスカラ、之ニ對シテハ賛成致シマ

ス

○町田委員 私ハ小委員會ニ於テ得マ

シタ一致案トシテ、修正案トシテ議題

トナツテ居リマス此修正案ニ全部賛成

ス

致シマス、而シテ遺憾ナガラ政友會諸君ノ御提案ニハ、反對ノ意ヲ表スルノデアリマス、其詳細ノ趣旨ハ本會ニ於テ之ヲ申述ベマスカラ、此席ニ於テ之ヲ略シマス

○三輪委員 本黨ヲ代表シテ小川君ノ

修正ニ賛成ヲ致シマス、詳細ハ本會ニ

ヲ略シマス

○湯淺委員 本黨ヲ代表シテ小川君ノ

修正ニ賛成ヲ致シマス、詳細ハ本會ニ

ヲ略シマス

修正案ハ失禮デアリマスガ賛成者モゴ君ノ御提案ニハ、反對ノ意ヲ表スルノザイマセヌヤウニ見エマスカラシテ、

○元田委員長 委員長ハ何ノ爲ニ設ケ

マス修正ノ外、全部小委員會ノ報告、即

ラ、吾ニノ意見トシテ採決ヲ願ヒマス

○竹内委員 小川君ノ修正意見ニ對シ

一派ヲ成シテ居ルノデゴザイマスカ

スガ、兎ニモ角ニモ吾ニモ些細ナガラ

一派ヲ成シテ居ルノデゴザイマスカ

ラ、吾ニノ意見トシテ採決ヲ願ヒマス

○竹内委員 小川君ノ修正意見ニ對シ

一派ヲ成シテ居ルノデゴザイマスカ

スガ、兎ニモ角ニモ吾ニモ些細ナガラ

一派ヲ成シテ居ルノデゴザイマスカ

ラ、吾ニノ意見トシテ採決ヲ願ヒマス

○竹内委員 小川君ノ修正意見ニ對シ

一派ヲ成シテ居ルノデゴザイマスカ

スガ、兎ニモ角ニモ吾ニモ些細ナガラ

一派ヲ成シテ居ルノデゴザイマスカ

カリシテ置キタイト思ヒマス「進行ヲ願ヒマス」ト呼フ者アタカト云フコトハ能ク御分リニナッテ居ルト思ヒマス、只今報告ヲスルヤウシテ宜シイカ、別箇ノ案トシテ宜シイカト云フコトハ、何方デモ宜シウゴザイニ、簡潔ニ纏マッテ、是ガ委員會ノ案トスガ、兎ニモ角ニモ吾ニモ些細ナガラシテ、吾ニモ將來考慮スルコトヲ殊ニ譲リマス

○元田委員長 委員長ハ何ノ爲ニ設ケ

タカト云フコトハ能ク御分リニナッテ居ルト思ヒマス、只今報告ヲスルヤウシテ、吾ニモ將來考慮スルコトヲ殊ニ譲リマス

市町村義務教育費國庫負擔ニ關スル法律案ヲ除キマシテ、後ノ總テ委託サレ マシタル所ノ法案ニ付テ、小川君ノ動機ニ付テ決ヲ採リマス、賛成ノ御方ノ御起立ヲ乞ヒマス	ト云フコトデアリマスカラ、別ニ決ヲ探ツテ……
○元田委員長 多數デアリマス、次ニバイケナイ「ト呼フ者アリ」	〔賛成者 起立〕
○元田委員長 小川君ノ修正意見トシテ出シタ外ノ原案ニ總テ賛成ノ御方ノ起立ヲ乞ヒマス	〔賛成者 起立〕
○元田委員長 多數デアリマス、残りマシタ所ハ市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案、床次竹二郎君外二十 三名ノ提案デアリマスガ、之ニ對シマシテ小川君ノ……	〔賛成者 起立〕
○元田委員長 ソレハ斯ウ願ハレマセヌカ、床次君外何人カノ提案デアリマスガ、小委員會ニ於テ正案ガ議題ニナッテ居ル、ソレニ對シテ決ヲ採リタ方ガ宜クハナイカト思ヒマス	〔賛成者 起立〕
○元田委員長 ソレデモ宜シウゴザイマスガ、先刻カラ便宜ヲ圖ッテ……	〔賛成者 起立〕
○小川委員 瓢ツテ居ルノデアリマス	〔賛成者 起立〕
○元田委員長 瓢ツテ居ルノデアリマスガ、是レハ政友會ノ方面モ賛成スル	〔賛成者 起立〕
外二十三名提出ニ係ル案ハ四千萬圓ヲ八千萬圓ニスルノデアリマスガ、私ノ修正意見ハ、八千萬圓ヲ七千萬圓ニスルト云フ修正案ヲ出シテ居リマス、之ニ付テ採決ヲ願ヒマス	〔拍手起ル〕
○元田委員長 然ラバソレニ付テ決ヲ採リマス、八千萬圓ト云フコトニ此法案ガ出テ居リマスガ、ソレニハ政府ノ同意ガアリマスケレドモ、即時實行ガ出來ナイト云フ聲明ノ理由ガアルノデアリマスカラ、ソレガ爲ニ七千萬圓ト云フコトニ之ヲ改メル……	〔拍手起ル〕
〔「ソンナコトハ言ハヌデモ宜シ」と呼フ者アリ、發言スル者多シ〕	〔拍手起ル〕
○元田委員長 ソレデハ坦懐ニ申上ゲマス、小川君ハ八千萬圓ヲ七千萬圓ニ改メル、之ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒ	〔拍手起ル〕
○三土委員 小川君ノ修正ハハッキリハ曖昧ニナッテ……	〔拍手起ル〕
○元田委員長 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案中「八」トアルヲ「七」ト改メル	〔拍手起ル〕
○三土委員 単ニソレダケデスカ	〔拍手起ル〕
○元田委員長 ソレニ付テ御異存アリマス	〔拍手起ル〕
○元田委員長 瓢ツテ居ルノデアリマスガ、是レハ政友會ノ方面モ賛成スル	〔拍手起ル〕
外二十三名提出ニ係ル案ハ四千萬圓ヲ八千萬圓ニスルノデアリマスガ、私ノ修正意見ハ、八千萬圓ヲ七千萬圓ニスルト云フ修正案ヲ出シテ居リマス、之ニ付テ採決ヲ願ヒマス	〔拍手起ル〕
○元田委員長 是デモウ餘ス所ハナイノデアリマスカ、唯一ツ茲ニ本黨提案ニ係ル地租條例中ノ改正案、永小作権者ニ關スル免稅規定ヲ、小委員會ニ於テハ單行法トシテ之ヲ出スガ宜シト云フ意見ノアッタコトヲ小川君報告ニナリマシタカ	〔拍手起ル〕
○元田委員長 此ノ片付ケ方ト云フモノガ一ツ残リテ居ル、ソレデ單行法トスルト云フ意見デ小川君ガ報告ニナッタノデゴザイマスガ、單行法トシテ見タ所ガ、總テノ問題ハ明日議題ニ上リマスカドウカ分リマセヌガ、其内ニ單行法ガ出テ來タラ御評議ヲ願フト云フ權利ノ留保ハ如何ナモノデセウ	〔拍手起ル〕
〔「ソレハ可笑シイ」と呼フ者アリ、發言スル者多シ〕	〔拍手起ル〕
○元田委員長 ソレデハ已ムヲ得マセヌカラ、其問題ハ先刻ノ報告ニ止メ置キマシテ、是デ全部結了致シマシタ——諸君ノ十數日間ノ御勵精ヲ感謝致シ	〔拍手起ル〕

大正十五年二月十九日印刷

大正十五年二月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社